

インフルエンザワクチン接種のお知らせ

今年度のインフルエンザ ワクチン接種は、

季節性インフルエンザ
季節性の
A型(A/H3N2)とB型

と

新型インフルエンザ
豚インフルエンザ
(A/H1N1)

が

一緒に
なった **混合ワクチンの接種** となります。



●すべての方が接種できますが、年齢などにより、期間や方法が異なります。

【65歳以上および60歳～64歳内部障害1級の方】

接種期間	10月1日(金)～平成23年1月31日(月) ※平成23年3月31日(木)まで接種は可能ですが、公費負担は受けられません。
接種方法	接種期間内に対象年齢となる方には、お知らせと予診票が市から送付されます。 お知らせをよくお読みいただき、医療機関に予約の上、接種を受けてください。

【64歳以下のすべての方】

接種期間	10月1日(金)～平成23年3月31日(木)		
接種方法	医療機関に直接予約をして、接種をしてください。		
接種回数	13歳以上：1回 12歳以下：2回(接種間隔：1週間以上～4週間程度)		
接種料金	回数	接種料金	適用
	1回目	3,600円	
	2回目	2,550円	1回目と同じ医療機関で接種の場合
		3,600円	1回目と異なる医療機関で接種の場合
診察の結果、接種が受けられない場合(問診のみ)の料金 1,790円 ※(注意)市外の医療機関で接種した場合は、料金が異なる可能性があります。			
接種医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 市内のほとんどの医療機関で接種が受けられます。※予約が必要です。 市内の接種医療機関は、市ホームページに掲載しています。 かかりつけのある方は、かかりつけ医にご相談ください。 		
助成制度	対象者	市民税非課税世帯の方 (平成22年度市民税について、同世帯の方全員が非課税の世帯の方)	
	助成額	上記の接種料金を限度に助成します。	
	手続き	自己負担分は、医療機関窓口で支払っていただき、払い戻しの手続きを市保健センター窓口申請してください。 【申請期間】接種後～平成23年4月8日(金)まで 【申請時に必要なもの】①インフルエンザ接種済証②インフルエンザワクチン接種領収書③本人名義の振込口座(銀行名・支店名・口座番号)の分かるもの	

保健

センター
通信

市健康管理課(保健センター)
☎内線1742～1744

婦人科集団検診のお知らせ

今年も婦人科集団検診を実施します。ご希望の方は、ぜひこの機会にご利用ください。乳がん検診については、女性スタッフで対応しています。乳がんや子宮がんの罹患者数や死亡者数が年々増加傾向にあります。日本では検診受診率が10%台で非常に低い数字となっています。自覚症状があつてからでは発見が遅くなってしまいます。1年～2年に1度の検診を受けて、がんから身を守りましょう。

【申込期間】10月1日(金)～12月24日(金)※定員になり次第締め切ります。

【申し込み】市健康管理課 ☎内線1742～1743(平日午前8時30分～午後5時15分)

平成22年度婦人科集団検診日程(場所：市保健センター)



検査項目	検査内容	対象	日程	受付時間	定員	料金
子宮がん検診	子宮頸部細胞診 ※男性医師による内診	20歳以上	平成23年 1月28日(金) 1月31日(月) 2月1日(火) 2月16日(水) 2月17日(木)	12:30～13:00 検診開始13:30	1日200人	1,200円
乳がん検診	エコー検査 (超音波検査) ※女性技師による撮影	30歳～56歳	平成23年 2月8日(火) 2月9日(水) 2月10日(木)	①10:30～10:45 ②13:00～13:15 ③14:00～14:15 受け付け順に検診開始	1日120人	1,000円
	マンモグラフィ検査 (乳房レントゲン検査) ※女性技師による撮影	40歳以上 2年に1回				40歳代：1,500円 50歳以上：1,000円

日本脳炎予防接種の実施方法改正について

平成17年に従来型日本脳炎ワクチン接種後の副反応で重症の急性散在性脳髄膜炎(アデム)が発生したため、国は日本脳炎の接種を差し控えています。昨年新しいワクチンの使用が開始されたことに伴い、日本脳炎接種の実施方法が下記のとおり改正となりました。

【改正点1】2期対象者(9歳以上13歳未満)の接種が可能となりました。

<改正後の日本脳炎接種対象者>

	接種回数	年 齢	積極的勧奨状況
1期	3回	3歳(平成19年4月生まれ以降)	※積極的勧奨
		3歳以上7歳6カ月未満(上記以外の年齢の方)	希望者は接種可能
2期	1回	9歳以上13歳未満	希望者は接種可能

※平成22年4月から開始。3歳児健診の案内に同封しています。 が今回の改正部分です。

【改正点2】2期の対象の方で、積極的勧奨差し控えにより1期の接種機会を逃した方は、2期の期間(9歳以上13歳未満)に1期で接種できなかった回数分の接種が可能となりました。

<1期で接種機会を逃した方が2期に接種できる回数>

1期の接種済回数	2期期間に接種可能な回数
未接種(1度も接種していない方)	3回
1回	2回
2回	1回

<1期・2期に該当される方で接種を希望される方>

- ・予診票を発行しますので、母子健康手帳を持って市保健センター窓口へお越しください。
- ・市内の協力医療機関で無料で接種できます。※1期・2期以外の年齢の方は有料での任意接種となります。市からの予診票発行はありません。直接医療機関へご相談ください。